

**平成 19 年第 1 回定例会会議録抜粋
(地方自治の推進に関する調査特別委員会の委員長報告)**

○税所史熙 議長 次に、日程第 115「熊本市における地方自治推進のあり方に関する調査について」を議題といたします。

地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告を求めます。

〔地方自治の推進に関する調査特別委員長

紫垣正良議員 登壇〕

◎紫垣正良 議員 地方自治の推進に関する調査特別委員会の審査の経過等について、御報告いたします。

当委員会は、平成 17 年 3 月に設置されて以来、特別委員会としては異例の 15 回にわたる会議を開催し、また、3 度の行政視察を実施するなど、精力的に調査審議を行ってまいりました。

なお、平成 18 年 2 月までの調査審議の経過に関しましては、同年の第 1 回定例会において、中間報告を行っておりますので、これにより御承知いただくこととし、今般の報告においては、同年 6 月開催いたしました委員会以後の調査審議の経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、6 月開催の委員会においては、地方自治推進のための市政の現状及びあり方に関する調査として設定した 7 つの項目の調査について中間報告を行ったことにより、審議が新たな局面を迎えたものと判断し、その後の委員会の進め方等について改めて論議を行いました。

その結果、いわゆる有識者からばかりでなく、自治基本条例案の立案に何らかの形で関係された市民の意見を聞くことが必要であるとの観点から、協働のまちづくりを進める市民会議の一員として自治基本条例の素案策定に参画された、お二人の方々を参考人として招致し、熊本市自治基本条例案について意見を聴取することを決定いたしました。

これに基づき、同年 7 月の委員会において参考人の意見聴取が行われ、「条例の条文を十分に論議し、争点等を明らかにしてもらいたい」

「よりよい条例にするために、必要であれば、原案の修正や、制定後の見直しを積極的に行ってもらいたい」などの意見が述べられたところでございます。

当委員会としての地方自治に関する基本的事項の総合的な調査は以上のようにして終了し、同年 10 月からは、当委員会に付託を受けました、平成 17 年議第 39 号「熊本市自治基本条例の制定について」の審議を開始したものであります。

まず、議案の概要について、執行部からの説明を聴取した後、種々論議が行われ、

一、自治法の条文をただ羅列するのではなく、もっと掘り下げた、年少者にも理解できるような表現にすべきである。

一、他都市等においても職員の不祥事が多発している中、自治基本条例の趣旨に基づく本市職員の体制の整備等がどのように進められているのか明確でない。

一、議会に関する規定において、議員の提案や立法活動に係る環境整備を保障する観点を明記すべきである。

一、「市民活動団体との協働」の規定に関して、自治会の役割を明確にすべきであり、また、協働に係る団体の責任だけをうたうのではなく、権限の付与について条文解説等で明らかにしてもらいたい。

一、「協働による地域のまちづくり」の規定に関して、行政が支援するといった表現になっているが、本件については行政の支援というより、行政の体制の整備が肝心であり、その観点を条文がつくられなければならない。

一、都市内分権は重要な問題であり、市民に対する分権だけでなく、これに並行して、支所などに権限を移していくことも条例中にうたわれる必要がある。

一、「自治の基本理念」の規定では、住民自治の保障の観点から、市民を主語とするべきである。

一、「市民の権利及び役割」の規定において、市民の協働が市に対する義務であるかのように表現されている。改善してもらいたい。

一、「情報の共有」の規定は、「努める」との表現ではなく、「図る」と

すべきである。

一、自治基本条例は、理念条例とのことである。そうであるのならば、より簡潔な条文構成に改めるべきである。

一、条例に関する執行部の説明を聞いていても、地方財政状況が悪化しているので、行政が行うべきことを市民に肩代わりしてもらうために制定するというふうにしかな受け取れず、この条例を制定する必然性が感じられない。

一、この条例の最も重要な概念であるまちづくりについて、漠然としてではなく、熊本市におけるまちづくりの範疇、方向性が明確となるような表現で、前文に書き込まなければならない。

などの意見が述べられました。

これらの論議の経過を踏まえ、本職から、付託議案について、本市の自治に関する理念を規定した条例としてふさわしい条文構成と内容を有するものに修正するため、まず、正副委員長が素案を作成し委員会に提示した上で、原案と修正素案の比較対照を行いながら、本件について論議をしてはどうかとの提案を行い、各委員の了承を得たものであります。

そこで、平成 19 年 1 月 24 日の委員会までに、委員の皆様の御意見等も取り入れながら、正副委員長において修正案のたたき台として素案をまとめ、委員会に提示し、その概要について説明した上で、原案と並んで論議の対象といたしました。

なお、当該素案の内容については、委員会に提示するに先立ち、各会派に関連資料をお配りいたしましたので、議員各位も御承知のことではないかと存じますが、その要点は、大まかに申せば、

一、原案の条項数が多く、わかりにくいという意見もあり、条項数を 29 条から 20 条程度にした。

一、総合型の形式をとらないことに加えて、この条例が未完成のものから出発することをみずから認め、育てる条例という概念を創設するとともに、これを具現化する意味で、3 年以内に本条例の検証を行い、合理的な判断に基づき見直しをする旨を明記した。

一、参画と協働に関するまちづくり条例の 3 年以内の制定を明文化し

た。

以上の３点であろうかと存じます。

さて、論議においては、以下のようにさまざまな意見が述べられました。

一、素案において、参画と協働の文言が削除されている。重要な概念であるからこそ、具体的なまちづくり条例を制定する中で明らかにすべきとの説明も理解できないではないが、参画と協働は、市政の根幹をなすべき概念であるので、理念条例である本条例において明確にうたうべきである。

一、修正素案は、原案に比して、地方自治の本旨のうちの住民自治に重きを置いて立案したとのことであるが、でき上がった案文が果たしてその目的を達しているかについて、さらに検証していかなければならない。

一、修正素案の育てる条例という発想には賛同できない。規範を状況の変化に応じて見直すことがあるのは当然とも言えるが、その制定の当初から未完成を前提にすることは、あるべき立法の姿勢とは言えない。

一、育てる条例とは、将来にわたる価値観や時代状況の変化に合わせた見直しを市民とともにを行い、グレードアップを図れる条例にするという概念であり、全国的にも誇れるものでないかと考える。

一、協働という文言には、行政がお上であった時代のイメージを払拭するために使用され始めている、または、行政資源が乏しくなったので市民に肩代わりをしてもらいたいとのニュアンスがつきまとい、さらには、これまでの議論を見ても協働という言葉だけが先行し、その意義についてのコンセンサスが得られていないうらみがあることは否めない。この点でも、素案が協働の文言の使用を避けていることは評価できる。

一、熊本市の、いわば憲法として制定されるべき重要な条例案であるので、時間をかけた十分な論議を経ることが大事であり、また、特に議会においては、全会一致により決定されるべきものである。

一、そもそも、原案の制定過程において、市民、執行部、議会の三者

が同じテーブルについて議論をした経緯がなかったことが、本件に関してさまざまな案文が提示され、議論が錯綜した主な理由であるように思う。

このような議論の状況にかんがみ、この時点で原案、修正素案ともに、ほぼ全会一致での意見の集約を行うことは困難であり、基本条例である以上、僅差による採決はそぐわないとの判断から、委員長として本件に関しては、来年度、新たな議会構成のもとで、議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での2年近くに及ぶ調査・審議の経過を踏まえた上で、執行部、議会、市民がまさに一体となったシステムを構築し、新たに、よりよい条例案の策定を目指すべきことを執行部に対して申し入れることを当委員会の結論としてはどうかとの提案を行い、まず、この提案についての執行部の見解を求め合意を得たことから、これを委員に諮ったところ、全員の了承を得ることができました。

かくして、当委員会の調査・審議が、すべて終了したのであります。

この結論により、来期における執行部、議会、市民による新たな基本条例制定の道筋をつけることができたと確信しております。

これをもちまして、地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告を終わります。

○税所史熙 議長 地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○税所史熙 議長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告についてはこれを了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○税所史熙 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
